

（第1回）契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和8年7月31日
契 約 業 者 名	株式会社 池間組
契 約 業 者 の 住 所	北九州市若松区童子丸一丁目1番43号
工 事 の 名 称	令和7年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)上部・消波工事(第4次)
工 事 場 所	福岡県京都郡苅田町空港南町地先
工 事 種 別	港湾土木工事
工事概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履 行 期 間 (自)	令和7年12月9日
履 行 期 間 (至)	令和8年7月31日
変更前の契約金額	108,999,000 円(税込み)
変 更 金 額	15,180,000 円(税込み)
変更後の契約金額	124,179,000 円(税込み)
変更理由	1. コンクリートミキサー船の材料積出場所について、別件工事のケーソン積出箇所と重複しており、ケーソン積出後に本工事の材料の搬入、上部工を行う場合、工期に遅れが生じるため、材料積出場所を変更した。 2. 当初の運搬経路が区画漁業権エリアであり、大型作業船が航行した場合、漁具を破損する危険性があるため、運搬経路を変更した。 3. 別件工事における構造物撤去工の仮置先変更に伴い、本工事の支給材料引渡場所2が変更となった。 4. クレーン付台船について、特記仕様書8-2-3に基づき施工条件確認請求があり協議を行った。 5. 消波工はICTブロック据付工を行うこととした。 これに伴い、ICT機器の設置・撤去等に伴う作業船の拘束費を計上する必要が生じた。 6. 別件工事における上部工延長の変更に伴い、隣接する本工事においても上部工を変更する必要が生じた。 7. 当初、上部工は夜間作業としていたが、特記仕様書7-2(3)に基づく昼間施工の協議を受け調整を行い、昼間施工が可能となったため変更が生じた。 8. コンクリートミキサー船拘束費について、上部・消波工事4件で同時使用かつ別件護岸築造工事との同時施工となることから、港湾請負工事積算基準3-6-1に基づき基準適用外となるため、変更が生じた。 9. 九州地方整備局特記仕様書共通編8-1-29に基づき見積書の提出があり、快適トイレの設置期間及び費用が確定した。 10. 特記仕様書8-1-33に基づき遠隔臨場の実施について提出があり、日数が確定した。